

制度改正に伴う専門家派遣等事業

インボイス制度講習会



令和5年10月1日から、消費税仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。導入後、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手から交付を受けた『適格請求書』等の保存が必要になります。『適格請求書』を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、事前に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

仕入れ先や発注業者が免税事業者*の場合は、仕入税額控除ができなくなるため、免税事業者*に対して取引先から対応を求められる場合があります。

本講習会では、インボイス方式の概要の他、事業所側がとるべき対応についてわかりやすく解説いたしますので是非、ご参加下さい。

*免税事業者とは… 消費税の納税義務がない事業者（基準期間の売上が1,000万円以下の事業者）

日 時 令和3年12月10日(金) 午後2時～4時

会 場 道の駅 開国下田みなと 4階

講座内容
①インボイス導入の背景
②事業者への影響
③適格請求書発行事業者の登録申請手続き
④売手・買手の留意点

定 員 30名(先着順)

受講料 無 料

講 師 東海税理士会 下田支部 税理士 佐藤雅英氏

申込先 下田商工会議所 中小企業相談所
(電話) 0558-22-1181

インボイス制度が始まるけど、手続きはどうしたらいいの？



免税事業者とはお取引できませんと言われないためにどうしたらいいの？



【貴事業所で発行する、請求書・領収書のサンプルをご持参下さい】

◇ 新型コロナウイルス感染症拡大防止について ◇

入館時の検温及び手指消毒・マスク着用をお願い致します。また、当日に発熱や咳が出る方は参加をお控え下さい。

インボイス制度講習会 受講申込書

下田商工会議所 行

お申し込み先FAX. 0558-23-1160

事業所名		業 種	
参加者氏名		電 話	
参加者氏名		F A X	

* ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のみ利用いたします。